

大財第 79 号  
平成 28 年 1 月 15 日

大阪市会議長 東 貴 之 様

大阪市長 吉 村 洋 文

議案第 183 号大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例案の  
一部修正の承諾を求めることについて

平成 27 年 5 月 22 日に提出した議案第 183 号大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例案の一部を次のように修正いたしたいので、大阪市会会議規則第 11 条の規定により、貴会のご承諾を願いたい。

記

目次を削る。

第 1 章の章名を削る。

第 4 条中「次章」を「次条及び第 6 条」に改め、「並びに第 3 章の規定による支援」を削る。

第 2 章の章名を削る。

第 5 条第 3 項ただし書中「第 14 条」を「第 7 条」に改める。

第 7 条を削る。

第 3 章及び第 4 章を削る。

第 5 章の章名を削る。

第 14 条第 1 項中「この条例」を「前条第 1 項から第 4 項まで」に改め、同条を第 7 条とする。

第 15 条第 2 項中「うちから」を「うちから市会の同意を得て」に改め、同条を第 8 条とする。

第 16 条第 1 項中「又は第 10 条第 1 項」を削り、同条第 5 項第 3 号中「又は第 11 条第 3 項」を削り、同条第 6 項ただし書中「第 14 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に改め、同条を第 9 条とする。

第 17 条中「この章」を「前 3 条」に改め、同条を第 10 条とする。

第6章の章名を削る。

第18条を第11条とし、第19条を第12条とする。

附則第1項ただし書中「及び第2章から第4章まで並びに」を「から第6条まで及び」に改め、附則第2項中「及び第2章から第4章」を「から第6条」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 市長は、国においてヘイトスピーチに関する法制度の整備が行われた場合には、当該制度の内容及びこの条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 理 由

本議案が付託されている財政総務委員会での審議状況を踏まえ、大阪市ヘイトスピーチ審査会の委員の委嘱について市会の同意を要件とし、訴訟等の支援に係る規定を削除するとともに、国において法制度の整備が行われた場合の措置について定めるため。

(参 照)

〔傍線は削除  
太字は修正〕

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例案 (抄)

目 次

第1章 総則 (第1条-第4条)

第2章 ヘイトスピーチの拡散防止の措置及び認識等の公表 (第5条-第7条)

第3章 訴訟等の支援 (第8条-第12条)

第4章 審査会の意見聴取手続の省略 (第13条)

第5章 大阪市ヘイトスピーチ審査会 (第14条-第17条)

第6章 雑則 (第18条・第19条)

附則

第1章 総則

(措置等の基本原則)

第4条 次章 の規定による措置及び公表並びに第3章の規定による支援は、次条及び第6条

市民等の人権を擁護することを目的として実施されるものであることに鑑み、国による人権侵犯事件に係る救済制度等による救済措置を補完することを旨としつつ、同救済制度等と連携を図りながら実施されなければならない。

第2章 ヘイトスピーチの拡散防止の措置及び認識等の公表

(拡散防止の措置及び認識等の公表)

第5条 省 略

2 省 略

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係るヘイトスピーチを行ったものに公表の内容及び理由を通知するとともに、相当の期間を定めて、意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該公表に係るヘイトスピーチを行ったものの所在が判明し

ないとき又は当該公表の内容が次条第3項の規定に基づき第14条の規定による大阪  
第7条

市ヘイトスピーチ審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴く対象とした公表  
の内容と同一であり、かつ、審査会において当該公表の内容が妥当であるとの意見  
が述べられたときは、この限りでない。

#### 4-6 省 略

（拡散防止の措置及び認識等の公表に関する規定の委任）

第7条 この章に定めるもののほか、第5条第1項の規定による措置及び公表に関し  
必要な事項は、市規則で定める。

#### 第3章 訴訟等の支援

（訴訟等に要する費用の貸付け）

第8条 市長は、本市の区域内に住所又は主たる事務所を有する特定人等である市民  
等が表現活動が自らに関するヘイトスピーチに該当するとして、被害の拡大の防止  
のための措置その他の措置をとるため又は当該表現活動を行ったものの民事上の責  
任を追及するため訴訟等（訴訟その他の裁判所の裁判を求める手続をいう。以下同  
じ。）を行う場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められると  
きは、当該市民等に対し、予算の範囲内において、訴訟等に要する費用（訴訟等の  
準備のための調査等に要する費用を含む。以下同じ。）を貸し付けることができる。

(1) 当該表現活動が第5条第1項各号のいずれかに該当するものであること

(2) 当該表現活動がヘイトスピーチに該当するものであること

(3) 当該表現活動の内容が当該市民等に関するものであること

(4) 当該訴訟等の裁判において裁判所が当該表現活動についての判断又は見解を示  
すことが見込まれること

2 前項の規定により訴訟等に要する費用の貸付けを受けた者は、当該訴訟等が終了  
したときは、速やかに当該貸付金を返還しなければならない。

3 市長は、当該訴訟等の裁判における裁判所の判断又は見解が第1条の目的を達成  
する上で有益であったと認めるとき、訴訟等に要する費用の貸付けを受けた市民等

が当該貸付金を返還する資力を有しないときその他特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

#### (その他の支援)

第9条 前条に定めるもののほか、市長は、特定人等である市民等が表現活動が自らに関するヘイトスピーチに該当するとしてそれによる被害の拡大の防止のための措置その他の措置をとる場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められるときは、事案の内容に即して必要と認める支援を行うことができる。この場合において、金銭の貸付けその他の金銭の支出を伴う支援については、予算の範囲内において、本市の区域内に住所又は主たる事務所を有する特定人等である市民等に対してのみ行うものとする。

- (1) 当該表現活動が第5条第1項各号のいずれかに該当するものであること
- (2) 当該表現活動がヘイトスピーチに該当するものであること
- (3) 当該表現活動の内容が当該市民等に関するものであること

2 市長は、前項の規定により金銭の貸付けによる支援を行った場合において、当該貸付けを受けた市民等が当該金銭を返還する資力を有しないときその他特別の理由があると認めるときは、当該貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

#### (支援の申出)

第10条 第8条第1項の規定による訴訟等に要する費用の貸付け又は前条第1項の規定による支援は、特定人等である市民等の申出により行うものとする。

2 前項の申出は、市規則で定めるところにより、当該申出に係る表現活動の内容その他の事項を明らかにしてするとともに、第8条第1項の規定による訴訟等に要する費用の貸付けの申出は、当該訴訟等が終了する日までにしなければならない。

#### (審査会の意見聴取)

第11条 市長は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項について、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(1) 前条第1項の申出があったとき 次に掲げる事項

ア 当該申出に係る表現活動が第5条第1項各号のいずれかに該当するものであること

イ 当該申出に係る表現活動がヘイトスピーチに該当するものであること

ウ 当該申出に係る表現活動の内容が当該申出をした特定人等である市民等に関するものであること

(2) 第8条第1項の規定による訴訟等に要する費用の貸付けをしようとするとき 次に掲げる事項

ア 当該訴訟等が第8条第1項第4号に該当するものであること

イ 支援の内容

(3) 第8条第3項の規定により、当該訴訟等の裁判における裁判所の判断又は見解が第1条の目的を達成する上で有益であったことを理由として貸付金の全部又は一部の返還を免除しようとするとき 次に掲げる事項

ア 当該訴訟等の裁判における裁判所の判断又は見解が第1条の目的を達成する上で有益であったと認められること

イ 返還を免除する額

(4) 第9条第1項の規定による支援をしようとするとき 支援の内容

2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げるときは、審査会の意見を聴くことを要しない。

(1) 前条第1項の申出があった場合において、当該申出に係る表現活動が第5条第1項各号のいずれにも該当せず又は当該表現活動の内容が当該申出をした特定人等である市民等に関するものでないと明らかに認められるとき

(2) 前条第1項の申出（第9条第1項の規定による支援（金銭の貸付けその他の金銭の支出を伴うものを除く。）の申出を除く。）があった場合において、当該申出をした特定人等である市民等が本市の区域内に住所又は主たる事務所を有しないとき

(3) 第8条第1項の規定による訴訟等に要する費用の貸付けの申出があった時において、当該申出に係る訴訟等が終了しているとき

(4) 第9条第1項の規定による支援をしようとする場合において、緊急を要するときその他当該申出をした特定人等である市民等の人権を擁護するため特に必要があると認めるとき

3 市長は、前項第1号から第3号までの規定により審査会の意見を聴かなかつたときは、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。

4 市長は、第2項第4号の規定により審査会の意見を聴かないで第9条第1項の規定による支援をしたときは、速やかにその旨及び支援の内容を審査会に報告しなければならない。

5 審査会は、前2項の規定による報告を受けたときは、市長に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

(支援に関する規定の委任)

第12条 この章に定めるもののほか、第8条第1項の規定による訴訟等に要する費用の貸付け及び第9条第1項の規定による支援に関し必要な事項は、市規則で定める。

#### 第4章 審査会の意見聴取手続の省略

(審査会の意見聴取手続の省略)

第13条 市長は、第6条第1項又は第11条第1項の規定により審査会の意見を聴こうとする場合において、次に掲げる要件（第3号に掲げる要件については、同項の規定により審査会の意見を聴こうとする場合に限る。）のいずれにも該当するものであることについて第6条第1項又は第11条第1項の規定に基づく審査会の意見が既に述べられているときは、これらの規定にかかわらず、当該事項については審査会の意見を聴くことを要しない。

(1) 当該措置及び公表又は支援に係る表現活動が第5条第1項各号のいずれかに該当すること

(2) 当該措置及び公表又は支援に係る表現活動がヘイトスピーチに該当すること

(3) 当該支援に係る表現活動の内容が当該市民等に関するものであること

## 第5章 大阪市ヘイトスピーチ審査会

(審査会の設置)

第14条 この条例 の規定によりその権限に属するものとされた事項

第7条 前条第1項から第4項まで

について、諮問に応じて調査審議をし、又は報告に対して意見を述べさせるため、市長の附属機関として審査会を置く。

2 省 略

(審査会の組織)

第15条 省 略

第8条

2 審査会の委員は、市長が、学識経験者その他相当と認める者のうちから市会の同意を得て委嘱する。

3-7 省 略

(審査会の調査審議手続)

第16条 審査会は、必要があると認めるときは、市長又は調査審議の対象となつてい  
第9条

る表現活動に係る第5条第2項又は第10条第1項の規定による申出をした市民等(以下「申出人」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査をすることができる。

2-4 省 略

5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に次に掲げる事項を行わせることができる。

(1)-(2) 省 略

(3) 第6条第2項又は第11条第3項の規定による報告を受けること

6 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第14条第2項に規定する  
第7条

事項に関する調査審議の手続については、特段の支障がない限り、公開して行うものとする。

(審査会に関する規定の委任)

第17条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手續に  
第10条 前3条

関し必要な事項は、市規則で定める。

## 第6章 雑則

第18条—第19条 省 略

第11条 第12条

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第2章から第4章までから第6条まで及び並びに次項の規定の施行期日は、市長が定める。
- 2 第4条及び第2章から第4章までの規定は、これらの規定の施行後に行われた表から第6条  
現活動について適用する。
- 3 市長は、国においてヘイトスピーチに関する法制度の整備が行われた場合には、当該制度の内容及びこの条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。